

御船町観光デジタル化事業
落札者決定基準

令和5年9月

御船町

1 審査方法

御船町観光デジタル化事業の受託者の選考方式は、技術提案及び見積価格などの総合的な評価によって落札者を決定するプロポーザル方式を採用する。

本落札者決定基準は、実施要領等に基づき、提出された提案書類を可能な限り客観的に評価して落札者を決定するための基準を示すものである。

(1) 評価手順

ア 提出書類の確認

御船町（以下「町」という。）は、提出された書類が全て揃っていることを確認する。

イ 定量評価

町は、提出された書類の中から、見積金額や実績件数など定量評価できる内容について、評価基準に基づき得点化する。

ウ 定性評価

観光デジタル化事業に係る業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、次の方法により提案内容の定性評価を行う。

(ア) 提案内容の得点化

提案内容のうち、技術提案等を評価基準に基づき評価し、その優劣で得点化を行う。

(イ) ヒアリングの得点化

(ア) で得点化したものの内、上位 3 社についてヒアリングを行い、内容の具体性・現実性や技術者のコミュニケーション力・信頼性などを評価し、得点化する。

エ 総合点数の算出

定量評価、定性評価により算出されたそれぞれの得点を合計し、総合得点を算出する。

オ 最優秀提案者の選定

総合点数の最も高い者を、最優秀提案者として選定する。

カ 落札者の決定

町は、最優秀提案者と契約内容を協議し、合意に至った場合に落札者とする。合意に至らなかった場合は、次点の者と協議する。

(2) 審査の流れ

